

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	強制診断等の場合の給付制限	
根拠法令・条項	国民健康保険法第63条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処分基準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<input checked="" type="radio"/> 設定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、保険者が保険給付に関して必要があると認めるときに行う文書その他の物件の提出等の命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の支給の全部又は一部を行わないことができる。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「緊急に不利益処分をする必要がある」又は同項第4号に規定する「金銭の給付を制限する」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	